

# 御笠川水源地取水施設更新工事 特記仕様書

## 1. 適用

本仕様書は、志免町が発注する御笠川水源地取水施設更新工事（以下「本工事」という。）に適用する。

## 2. 工事概要

本工事は、二級河川御笠川の河床に布設された集水埋渠が経年劣化により破損・閉塞している状態であるため、取水施設の更新工事を行うものである。

## 3. 工事場所

福岡市博多区西月隈四丁目 地内

## 4. 工事期間

契約日の翌日から令和11年7月31日まで

## 5. 現地調査

- (1) 改修する施設及び周辺河川の事前調査を行い、その状況を十分に確認した上で施工計画を作成すること。
- (2) 現場事務所・倉庫・その他仮設物の位置については、河川管理者及び監督員と打合せの上決定すること。
- (3) 現場調査の結果、設計図面との相違が確認された場合は、監督員と変更に関する協議を行った後に工事着手すること。
- (4) 本業務と関係ない箇所であっても、河川・施設の安全性に影響する変状を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

## 6. 施工計画等

- (1) 工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約締結後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。
- (2) 工事の施工のため既存施設等を破損した場合は、監督員に連絡の上、速やかに原形に復旧すること。
- (3) 監督員並びに監理者と随時必要な調整を行うとともに、各種完成期日を遵守すること。

## 7. 別途発注工事との調整

- (1) 本工事と並行して、下記の別途発注工事が実施される。受注者は各工事受注者と緊密に連絡調整を行い、工程・作業範囲・施工方法について相互に支障をきたさないよう努めること。
  - ・御笠川水源地高圧受電設備設置工事（以下「電気工事」という）
  - ・御笠川水源地制御盤設置工事（以下「制御盤工事」という）
- (2) 別途工事受注者との調整会議を適宜開催し、調整内容を議事録に記録して監督員に提出すること。
- (3) 電気工事・制御盤工事に係るケーブル配管・配線スペース・機器取付開口等については、本工事施工前に別途工事受注者と協議し、監督員の承諾を受けて施工すること。
- (4) 試運転・調整については、電気工事・制御盤工事の受注者と合同で実施し、その結果を記録して発注者に提出すること。
- (5) 別途工事との工程調整の結果、本工事の工程変更が生じる場合は、速やかに監督員へ報告し協議すること。

## 8. 出水期の工事制限

- (1) 本工事は河川区域内の工事を含むため、出水期（6月1日から9月30日まで）は原則として工事（河川内作業）を禁止する。
- (2) 出水期前に、仮締切・仮設工の撤去その他所定の安全措置を完了しなければならない。撤去完了期限は河川管理者の指示に従うこと。
- (3) 出水期中に工事現場が出水の影響を受けるおそれがある場合は、直ちに監督員に報告するとともに、必要な応急措置を講じること。

## 9. 休工期間中の巡回調査

- (1) 出水期その他の休工期間中も、工事現場の安全を確保するため、受注者は定期的に巡回調査を実施すること。
- (2) 巡回調査の頻度は原則として週6回以上とし、降雨・増水等の異常気象時は随時実施すること。
- (3) 巡回調査の結果は「巡回調査記録簿」に記録し、監督員に提出すること。記録簿の様式は監督員の指示による。
- (4) 巡回調査において、施設の変状・損傷・第三者への影響等を発見した場合は、速やかに監督員へ報告し、必要な措置を講じること。
- (5) 巡回調査に係る費用は、工事請負費に含む。

## 10. 近隣対策及び苦情等の対応

- (1) 隣接する周辺施設・地域住民等に対し、騒音・振動・粉塵・水質汚濁などの苦情・事故がないよう細心の注意を払い施工すること。
- (2) 施工時に騒音・振動等が発生する作業がある場合は、事前に監督員へ報告するとともに、近隣住民等へ周知し、苦情が出ないように十分留意すること。
- (3) 資材搬入経路等を十分に検討し、常時清掃を行い周辺住民に迷惑をかけないように努めること。
- (4) 工事車両が出入りする場合は、交通誘導員を配置し安全を確保すること。
- (5) 近隣から苦情の申し入れがあった場合は、受注者の責任と負担のもと適切な対応を行い、対応状況を監督員へ速やかに報告すること。

## 11. 環境・安全対策

- (1) 騒音・振動・粉塵・排出ガス等の低減化及び産業廃棄物等の減量化に努めること。
- (2) 河川の水質汚濁防止のため、濁水処理・油分対策等の必要な措置を講じること。
- (3) 産業廃棄物の処理については、マニフェストシステム等により適正に処理すること。
- (4) 電気・ガス・水道管等の公共埋設物及び架空線に近接する作業については、予め監督員及び関係機関と協議し、必要な措置を講じること。

## 12. 官公庁その他手続き

- (1) 関係法令に基づく工事施工承認申請及びその他工事施工に必要な手続き、地元町内会や水利組合への工事説明等、関係各位との調整は受注者において行い、その費用は受注者の負担とする。
- (2) 工事期間中の電気及び水道料金は、全て受注者の負担とする。

## 13. 関係法令

次の関係法令に基づいて施工すること。なお、各法令については最新の改正を適用するものとし、関係機関との協議事項についてはこれを遵守すること。

- (1) 河川法、同施行令、同施行規則
- (2) 水防法
- (3) 河川管理施設等構造令
- (4) 建設業法、同施行令、同施行規則
- (5) 労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (7) 水質汚濁防止法

- (8) 騒音規制法
- (9) 振動規制法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (12) 道路交通法
- (13) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
- (14) 福岡県及び福岡市の関係条例
- (15) その他関係法令